

5月22日専門部会での最終意見

- 1) 座長骨子案を基に作成した報告書案は現実的で妥当なものと思ひ、賛成します。
- 2) なお、「収容期間に上限を設けるべき」との意見に対して私の意見を述べたいと思ひます。

「収容期間に上限を設けるべきとの意見」は、上限がなければ、無期限ともなりうるし、無期限でなくとも長期間になれば被収容者に多大なストレスを与え、非人道的である、というのが主たる理由かと思ひますが、しかし、収容期間が長くなっているのは、多くは彼らが自国に帰ることを拒否し、日本に滞在することを自らの意思で、選択し、収容されているのであって、収容所から出ようと思えば出られるのですから、実際は自己決定 Autonomy の問題ですし、帰国できない理由として挙げる家族等の Private な事情にしても、家族同伴で帰国するか、事情によって同伴できないなら、本人だけで帰国すればよいのですから、帰国できない理由にならないというのが第一点。第二に、収容期間に上限を設けた場合、上限がくれば、仮放免になりますが、仮放免中は働くこと許されないため、生活苦から犯罪に手を染める蓋然性が高くなる。従って、仮放免中も就労可能とすべきである、という主張につながるのではないかと思ひますが、しかし、これは要するに、不法滞在者も一定期間、衣食住や医療費無料で、入管施設に収容されていれば、仮放免されて堂々と働くことができるようになる、ということですから、結果的に入管施設が不法就労のロンダリング機能を果たすことになるのではないかというのが第二点。

以上二つの理由によって、収容期間に上限を設けるべきとの意見には反対です。